

令和3年 第2回

士幌町議会定例会議案

令和3年6月4日

- 議案第1号 辺地総合整備計画の変更について
議案第2号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案
議案第3号 士幌町町税条例等の一部を改正する条例案
議案第4号 士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案
議案第5号 令和3年度士幌町一般会計補正予算（第2号）
議案第6号 令和3年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月4日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第 1 号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定により、上音更辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めるものである。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 上音更辺地

（辺地の人口 600人 面積80.3km²）

1. 辺地の概況

- （1）辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字上音更・字中音更・字ウリマク
- （2）地域の中心の位置 河東郡士幌町字上音更西12線17番地2
- （3）辺地度数 179点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- （1）道路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装、防雪対策の整備が必要である。
- （2）農業経営近代化施設 ～ 大規模農業経営が行われている区域で土地利用の変化及び降雨形態の変化に伴い、降雨時には流出量の増加により通水能力が不足し、農地に湛水被害が発生している。排水路の整備を行い、農地の湛水被害を解消し、生産性の向上及び農作業の効率化を図る為に必要である。
- （3）教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行しているところである。当該辺地のスクールバス運行3路線のうち、新田線については、当初の整備から18年間の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。また、西上線についても、当初の整備から22年以上の経過し、更新の時期を迎えているために整備が必要である。
- （4）観光・レクリエーション ～ 当該辺地地域の観光施設である「士幌高原ヌプカの里」の施設設備改修である。地域の交流人口を増やす重要な拠点となっており、これまで修繕を行ってきたところではあるが、老朽化により改修が必要である。
- （5）電気通信に関する施設 ～ 情報通信の光ファイバーによるブロードバンド化が進む中、辺地においては採算性の面から民間事業者による自主的な整備が望めない状況となっており、地域住民は非常に不便を強いられている。ついでに、民設民営方式による情報通信基盤の整備を支援することにより、地域間の情報格差を解消し、地域住民の生活の向上を図る。

3. 公共的施設の整備計画 平成29年度から令和3年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 (川西東1線 ほか2事業)	士幌町	(256,000) 221,000		(119,400) 84,400	(119,400) 84,400
農業 経営近代化施設 (国営士幌西部地区土地改良 事業)	国	233,500	0	233,500	93,400
農業 経営近代化施設 (士幌川西地区担い手畑地 帯総合整備事業 ほか1事業)	北海道	220,000	0	220,000	88,000
教育文化施設 (スクールバス整備事業)	士幌町	17,500	4,800	12,700	10,000
観光・レクリエーション (士幌高原スプカの里施 設設備改修事業)	士幌町	13,000	0	13,000	13,000
電気通信に関する施設 (光ファイバー整備事業)	東日本 電信電 話株式 会社	767,870	501,000	266,870	113,700
合	計	(1,507,870) 1,472,870	642,400	(865,470) 830,470	(437,500) 402,500

議案第2号

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(土幌町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 土幌町固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(土幌町勤労青少年アパート条例の一部改正)

第2条 土幌町勤労青少年アパート条例（昭和47年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(入居許可の申請)

第5条 入居を希望する者は、別に定めるところにより、町長に申請し、その許可を受けなければならない。

第6条中「別記第3号様式により」を削る。

第12条中「入居者が、退去しようとするときは15日前までに別記第4号様式による」を「入居者は、退去しようとするときは、15日前までに」に改める。

第13条第2号中「、附属施設を」を「附属施設を」に、「き損」を「毀損」に改める。

第14条中「アパートの」を「、アパートの」に改める。

第1号様式から第4号様式までを削る。

(中央公園休憩小屋設置条例の一部改正)

第3条 中央公園休憩小屋設置条例（平成12年条例第82号）の一部を次のように改正する。

第5条中「使用する日の7日前までに別記第1号様式による使用申請書を町長に提出しなければならない」を「別に定めるところにより、町長に申請し、その許可を受けなければならない」に改める。

第7条中「申請日時」を「、申請日時」に改める。

第9条第3号中「速やかに」を「、速やかに」に改め、同条第4号中「直ちに」を「、直ちに」に改める。

本則に次の1条を加える。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別記第1号様式を削る。

(土幌町火入許可に関する条例の一部改正)

第4条 土幌町火入許可に関する条例（昭和60年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(許可の申請)

第2条 法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、町長に申請し、許可を受けなければならない。

第4条を次のように改める。

(許可の決定)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、第2条の申請内容を審査し、許可の可否を決定の上、申請者に通知しなければならない。

第6条ただし書中「（別記様式第3号）」を削る。

第7条中「2ヘクタール」を「、2ヘクタール」に改める。

第9条第3項中「かつ」を「、かつ」に改める。

第11条第1項第1号中「5人以上」を「、5人以上」に改め、同項第2号中「（1）」を「前号」に改める。

第13条第2項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報若しくは火災警報」に改める。

本則に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別記様式第1号から別記様式第4号までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

押印の見直しを実施し、町民の負担軽減及び行政サービスの効果的かつ効率的な提供に資するため、関係する条例について所要の改正を行うものである。

議案第3号

士幌町町税条例等の一部を改正する条例案

士幌町町税条例等の一部を改正する条例

(士幌町町税条例の一部改正)

第1条 士幌町町税条例（昭和43年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改め、同条第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「本条、次条第2項及び」を「この条、次条第2項及び第3項並びに」に改める。

第53条の9に次の2項を加える。

- 3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項を同条第15項とし、同条第17項を同条第16項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和

3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条」に、「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加え

る。

- 6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第25条に次の1項を加える。

- 2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（土幌町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 士幌町町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、士幌町町税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、士幌町町税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、士幌町町税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、士幌町町税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、第1号に掲げる規定による改正後の士幌町町税条例の規定は、令和3年4月1日から適用する。

- （1） 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日
- （2） 第1条中士幌町町税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- （3） 第1条中士幌町町税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の士幌町町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う同項に規定する電磁的

方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った第1条の規定による改正前の士幌町町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、令和3年4月1日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、同日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の士幌町町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の

軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

説 明

地方税法等の改正に関し規定するため、条例を改正するものである。

議案第4号

士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例案

士幌町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
士幌町町営住宅管理条例（平成9年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第1項各号」を「前項各号」に改め、同条第4項中「寡婦」を「ひとり親世帯の親」に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

説 明

所得税法改正に伴い入居者の選考に係る規定を改正するため、条例を改正するものである。